



亀山市
KAMEYAMA CITY

木造住宅耐震事業

地震時の住宅に発生する被害の軽減を目的として、耐震診断・補強等を希望する方に、費用の一部の補助を行います。

無料耐震診断

申し込み後、一か月程度で耐震診断員が調査に伺います。

●対象木造住宅

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工し、既に工事が完了している。
- 2) 階数が3以下である。
- 3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法である。
- 4) この事業を利用することについて所有者の承諾を得たものである。
- 5) 併用住宅にあっては、床面積の合計の2分の1以上が居住の用に供されている。
- 6) 共同住宅又は長屋にあっては、入居者全員の承諾を得ている。

除却工事に限り、容易な耐震診断調査票を提出した場合は、耐震診断員による耐震診断が不要となります。

耐震診断の結果、評点が0.7未満

「地震で倒壊する可能性が高い！！」

※詳細については裏面を参照してください。

耐震補強工事をする場合

「耐震補強計画」補助制度

評点を1.0以上にするための耐震補強計画を作成します。

- 耐震補強計画の作成に要した費用(上限 **18万円**) (判定に要した費用を含む)
- 精密診断法による場合は、上記の額に **16万円を加算** (上限 **34万円**)

※精密診断法とは、目視中心の一般診断法とは異なり、必要に応じ壁や天井を剥がし、内部構造を確認することで、より正確な調査を行う診断方法です。
正確に補強すべき場所が判定でき、合理的な補強が可能となることで、耐震補強工事に要する費用を抑えることが期待できます。

「耐震補強工事」補助制度

評点を1.0以上にするための耐震補強工事をします。

- 耐震補強工事に要した費用の2/5 (上限 **50万円**) **補助金最大50万円アップ**
- 耐震補強工事に要した費用から上記の金額を引いた額 (上限 **100万円**)

「リフォーム工事」補助制度

※耐震補強工事と併せて、その住宅を改修する工事が対象です。

- リフォーム工事に要した費用の1/3 (上限 **40万円**) ※市内業者が施工
もしくは、1/3 (上限 **20万円**) ※県内業者が施工
- ※補助対象とならない工事が 있습니다。詳しくは職員にお尋ねください。

除却工事をする場合

「除却工事」補助制度

倒壊のおそれのある木造住宅の除却工事をします。

- 除却工事に要した費用の2/3 (上限 **30万円**)

【注意事項】 予算には限りがありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

また、下記の場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・既に着手済みの耐震補強計画や耐震補強工事、除却工事
- ・補助金の交付決定通知前に契約した耐震補強計画や耐震補強工事、除却工事

お問い合わせ先：亀山市役所 建設部 建築住宅課 住まい推進グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

☎ 0595-84-5038 FAX 0595-82-9669

申請書式はこちら



診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
診断結果	耐震性なし		耐震性あり	
区分	倒壊する 可能性が高い	倒壊する 可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

- ・「耐震補強計画」補助制度
- ・「耐震補強工事」補助制度
(「リフォーム工事」補助制度)

代理受領制度について

代理受領ができるようになりました。

代理受領制度とは、申請者からの委任で工事業者（耐震改修工事等を行う業者）が申請者の代わりに補助金を受領する制度です。この制度を活用すると、申請者は工事等代金と補助金との差額のみを工事業者に支払うことになり、初期費用の負担が軽減されます。ぜひご活用ください。

代理受領が利用できる工事

木造住宅耐震事業のうち、次の工事で代理受領制度が活用できます。

- ・耐震補強工事
- ・耐震補強工事と併せて行うリフォーム工事
- ・除却工事

代理受領のイメージ

(例) 耐震改修工事費 400 万円、補助金額 150 万円の場合

通常は 400 万円の費用を用意する必要がありますが、代理受領制度を活用すると、申請者から工事業者に支払う 400 万円のうち 150 万円の補助金額が市から工事業者に支払われるため、用意する費用が 250 万円に抑えられ、初期費用の負担が軽減されます。

